相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区小深町一五五番地の一、最後の住所千葉市稲毛区六方町一二四番地の一

被相続人　亡　小島　幸榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

事務所千葉市中央区中央二丁目四番八号コーノスビル三階鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西馬込一丁目二六番、最後の住所東京都大田区西馬込一丁目二六番三―三〇三号

被相続人　亡　車塚　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

東京都千代田区九段北四丁目三番二〇号九段フラワーホーム六階六〇三号室

相続財産管理人　弁護士　宿谷　光雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市神山三九四番地、最後の住所横浜市南区真金町二丁目一九番地二三ラフィネ横浜大通り公園四〇三号

被相続人　亡　細谷　基勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

事務所横浜市中区本町二丁目一〇番横浜大栄ビル二階　相続財産管理人　青木　康郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市倉渕町水沼四三四番地、最後の住所横浜市旭区中希望が丘六四番地一〇六サンオリーブ一〇二

被相続人　亡　関　孝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

横浜市戸塚区戸塚町一二一―七オセアン戸塚町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市阿賀北九丁目二九五六番地、最後の住所神奈川県横須賀市久里浜四丁目二〇番一五号

被相続人　亡　小西　定夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二一番地ジュネス横須賀二階

相続財産管理人　弁護士　望月由佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡松川村四五四三番地、最後の住所長野県松本市梓川梓五〇五五番地五梓荘

被相続人　亡　茅野　典博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

長野県北安曇郡松川村二一五三番地

相続財産管理人　矢口　明治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡松川村四五四三番地、最後の住所長野県松本市梓川梓五〇五五番地五梓荘

被相続人　亡　茅野美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

長野県北安曇郡松川村二一五三番地

相続財産管理人　矢口　明治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛知郡東郷町和合ヶ丘三丁目一〇番地一一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　後藤　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

名古屋市天白区高宮町一一二一番地

相続財産管理人　石塚　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市廻間町三六八番地、最後の住所沖縄県沖縄市中央四丁目二番三号オレンジハウス一Ｆ

被相続人　亡　鈴木　鐘之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番三三号有楽ビル五Ｆ鈴木和明法律事務所

相続財産管理人　鈴木　和明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区西山町一丁目六番、最後の住所神戸市長田区西山町一丁目六番二号

被相続人　亡　辻　壽美恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号神戸駅前ツインビル八階

相続財産管理人　柴田　眞里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

広島県福山市加茂町字北山四四〇六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡辺　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

広島県福山市神辺町字道上二七八八番地

相続財産管理人　尾熊　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡小豆島町池田九六四番地七、最後の住所香川県小豆郡小豆島町池田九六四番地七

被相続人　亡　野村　利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五

相続財産管理人　竹迫　龍三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市金峰町尾下一六四六番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　畠中ヒロ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二十八日

鹿児島県いちき串木野市羽島九四七番地三

相続財産管理人　福永　茂幸

公示送達

松本都市計画事業庄内土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかえる公告

土地区画整理法第一〇三条第一項の規定による松本都市計画事業庄内土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することが出来ないので、同法第一三三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　東筑摩郡松本村二八番地

氏名　上條　ゆき